厚生労働省　福岡労働局　令和７年度みやこ町地域雇用活性化推進事業

「あなたのビジネスを応援します！伴走型支援・外部人材とのマッチング支援事業」業務委託プロポーザル実施要領

本実施要領は、令和7年度「あなたのビジネスを応援します！伴走型支援・外部人材とのマッチング支援事業」業務を委託する事業者を選定するため、企画提案（以下、「本プロポーザル」という）について、参加事業者が仕様等を十分理解し、的確に履行できる技術力を有するかを審査することを目的として、必要な事項を定めたものである。

1. 業務概要
2. 業務の目的

みやこ町地域雇用創造協議会では、地域内企業や事業者と求職者との雇用マッチングを行い、雇用活性化を図ることを目指している。

　本業務は、採用力向上、人材定着などを実現できるよう、必要な知識やスキルを提供を行い、新商品の開発・既存商品のブラッシュアップを目的として経営の改善や人材育成を支援し、地域の持続的な成長と雇用活性化を図ることを目指します。

本町内企業への採用支援を行うと共に、町内企業の活性化を目指し、雇用創出に意欲のある地域内企業を対象に、商品のブラッシュアップやリブランディング化、商品PR方法、販路開拓等を専門アドバイザーまたは、事業者が伴走して支援をおこない、さらなる商品・サービスの高付加価値化、収益の向上を目指す。また、この取組を通じて得られた好事例を収集して地域へ展開し、地域内企業における魅力ある雇用の創出を目指すことを目的とする事業の委託であり、価格だけでなく、企画力・集客力・管理体制等を多面的に評価する必要があることから、公募型プロポーザルにより事業者を募集するものである。

1. 業務内容

　　みやこ町地域雇用創造協議会が委嘱する事業者または専門アドバイザーが、対象事業者の既存商品、新商品開発について、助言をおこない、商品のブラッシュアップやリブランディング化、商品PR、販路開拓等について、伴走支援する。

1. 履行期間

契約締結日から、令和８月３月３１日（火）まで

1. 委託予定上限額（消費税及び地方消費税含む）
2. ０００，０００円

２．参加資格

　本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を凡て満たすものとする。

地方自治法施行令（昭和２２年政令１６号）第１６７号の４の規定に該当しない者であること。

会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。）であること。

破産法（平成１６年法律第７５号）の規定による破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

募集開始の日からプロポーザル審査会の日までに、みやこ町から指名停止措置を受けていないこと。

次のいずれにも該当しないこと。

役員等（契約の相手方が個人である場合にはその者を、契約の相手方が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められること。

* 1. 暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
	2. 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められる関係を有すること。
	3. 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者に対して資金を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる関係を有すること。
	4. 役員等が、暴力団又は暴力団員又は暴力団員の配偶者と社会的に避難されるべき関係を有すること。
	5. 市県民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。

３　実施スケジュール

|  |  |
| --- | --- |
| 内容 | 期間等 |
| 公募開始 | 令和７年９月 ５日（金） |
| 質問の受付期間 | 令和７年９月１０日（水） |
| 質問に対する回答 | 令和７年9月１２日（金） |
| 参加意向申出書の提出期限 | 令和７年９月１６日（火） |
| 企画提案書等の提出期限 | 令和７年９月１９日（金） |
| 審査会 | 令和７年９月２５日（木） |
| 審査結果通知 | 令和７年9月２９日（月） |

４　参加意向申出書の提出

提出期限　令和7年９月１６日（火）

提出方法　郵送又は持参

提出書類　参加意向申出書（様式１）1部

その他　参加意向申出書の提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合には、辞退届（様式２）を提出すること。

５　質問の受付

受付期間　令和７年9月５日（金）～令和７年９月１０日（水）１７時（必着）

提出方法　質問表（様式３）により、電子メール、FAX、郵送又は持参

回答　質問に対する回答は、競争上の地域その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、みやこ町地域雇用創造協議会ホームページに令和７年９月１６日（火）まで掲載する。（個別の回答は実施しない）

６　企画提案書等の提出

提出期限　令和７年9月１９日（金）１７時（必着）

提出方法　郵送又は持参

提出物

　　ア業務内容に関する企画提案書（任意様式）（8部）

　　イ会社概要及び過去の類似事業の実績の提示（参考様式１又は任意様式）（８部）

　　ウ見積書（任意様式）（１部）

1. 企画提案書の内容

企画提案書には、仕様書に記載している各内容を円滑かつ着実に遂行するために、仕様書に記載している目的、業務の内容を踏まえた提案を記載すること。企画提案書の必須記載項目は以下の通りとする。

・業務遂行にかかる人員配置・責任者

・業務実施工程表・積算根拠資料

・類似事業での支援内容

・事業目的に合致した効果を期待できる実施内容

　７　評価基準・審査方法

　　　　本プロポーザルの審査については、「令和7年度みやこ町地域雇用創造協議会」

が、下記に定める評価基準に基づき審査を行い、評価点の合計が最も高い者を受託候

補者として選定し、次に高い者を次点候補者として選定する。なお、この審査に対す

る異議申し立てはできないものとする。

1. 評価基準について

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。



1. 選定方法

提案書の内容等について明瞭化のため、みやこ町地域雇用創造協議会が設置する選定委員会において、提出書類に基づいてプレゼンテーション及びヒアリングを実施、最適提案者を選定する。

　　　　　【審査（プレゼンテーション）の実施】

* 1. 実施日
	2. 提案者出席者数　３名以内
	3. プレゼンテーションに要する時間

概ね３０分（説明２０分、質疑応答１０分）程度とする。

* 1. プレゼンテーションの内容

プレゼンテーションの内容は提出された提案書に基づくものとする。なお、

プレゼンテーションは非公開とする。

* 1. プレゼンテーションに要する機材

パソコン、プロジェクター、プロジェクタースクリーンは、みやこ町地域雇用創造協議会が準備する。パソコンについては、提案者の持ち込みも可とする。

1. その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

* 1. 「２ 参加資格要件」を満たさなくなった者
	2. 提出書類に虚位又は不備があった場合
	3. 契約の履行が困難と認められるに至った場合
	4. 審査の公平性を害する行為があった場足
	5. 見積額が委託上限度を超過している場合
	6. その他審査で、本業務の遂行に相応しいと認められた場合

８　審査結果の通知・公表

　　　　最適提案者選定後、参加者全員に選定又は非選定の審査結果を通知する。また、最適

提案者と次点者のみ、当協議会ホームページで公表する。なお、審査結果及び審査内

容についての質問・意義申し立ては一切受け付けない。

９　契約手続等

　選定された最適提案者は、当協議会と委託内容、経費等について再度調整を行い、協議

が整った場合に委託契約を締結する。なお、その者と契約が成立しない場合には、次点者と交渉を行うものとする。

１０　その他

費用負担

本実施要領に基づくすべての手続きに関しては、応募者は自らの責任と費用負担によりこれを行う。

提案書について

提案書に虚位の記載をした場合には、提出された提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

提出された提案書等は、返却しない。

提案書等は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものと

する。

　１１　問い合わせ先

　　　みやこ町地域雇用創造協議会

　　　〒８２４－０２３１　福岡県京都郡みやこ町犀川本庄３２３－３

　　　駅舎みやこ町コミュニティセンター「ユータウン犀川」内

　　　ＴＥＬ：０９３０－２８－９７５４

　　　ＦＡＸ：０９３０－５５－０５０１

　　　E-mail：info@miyakokoyousz.jp

　　　担当：みやこ町地域雇用創造協議会　栫井